

## 開 議

○平 進介議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員は、ございません。よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

なお、土屋正人教育長から遅刻する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

また、金子豊美議員、赤間恭広議員、鈴木裕議員から資料の配付について申出があり、会議規則第150条の規定により許可いたしましたので、ご報告いたします。

本日の会議は、配付しております議事日程第3号をもって進めます。

### 日程第1 市政一般に関する質問

○平 進介議長 日程第1、市政一般に関する質問を昨日に引き続き行います。

それでは、順次ご指名いたします。

#### 金子豊美議員の質問

○平 進介議長 順位6番、議席番号6番、金子豊美議員。

(6番金子豊美議員登壇)

○6番 金子豊美議員 おはようございます。

師走の慌ただしい時期に入り、最初の大安吉日の今日、12月4日から12月10日まで、「「誰か」のこと じゃない。」をテーマとして、第

72回人権週間が実施されます。法務省によりますと、一部抜粋ですが、「法務省の人権擁護機関では、1949年、昭和24年から毎年、人権デーである12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、その期間中、各関係機関及び団体の御協力を得て、世界人権宣言の趣旨及びその重要性を広く皆様方に知っていただき、人権尊重思想の普及高揚に努めてまいりました。

しかし、いまだに、いじめや虐待、外国人や障害のある人、ハンセン病元患者とその家族などに対する偏見や差別、企業等における各種ハラスメントなど、様々な人権問題が存在しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って、感染症や医療従事者、またこれらの方々の家族などに対する偏見や差別といった様々な人権問題が発生するとともに、SNS上で他人を誹謗中傷したり個人の名誉やプライバシーを侵害したり、あるいは差別を助長するような情報を発信したりするといったインターネット上の人権侵害も深刻な問題となっています。

そこで、本年も、12月4日から12月10日までの1週間を「第72回人権週間」と定め、様々なメディアを利用しつつ、全国各地において集中的に人権啓発活動を行います。」とのこと。

また、実施に当たっての法務大臣メッセージでは、「今回、コロナ禍における新たな取組の1つとして、人権週間の最終日であり、国連で世界人権宣言が採択された記念の「人権デー」である12月10日に、東京スカイツリーと東京タワーを17色にライトアップします。17のカラーは、「誰一人取り残さない」社会を実現するため、SDGsが掲げた17のゴールを表現したものです。

今年は、新型コロナウイルス感染症に関連して、差別やいじめなど、様々な人権問題が発生しました。また、SNS上での誹謗中傷なども社会問題になりました。感染対策を意識した

「新しい生活様式」を実践する中であっては、軋轢やストレスが生ずることもあるでしょう。感染に対するおそれもあるでしょう。しかし、だからといって、誰かの人権が傷付けられてはなりません。感染する可能性は誰にでもあります。感染などを理由に誰かが受けている差別は、自分の身にも降りかかり得るものです。この機会に様々な人権問題について、「誰かのことでなく自分のこととして捉え、考えていただきたい」、ライトアップは、このような思いを込めて実施するものです。一人一人の行動で、全ての人の人権が尊重される社会を実現しましょう。」とも述べています。

今年、長井市で新型コロナウイルス感染症に関する件が発生した際、最初に感染者や家族などに対する誹謗中傷、偏見や差別など人権侵害を行わないよう呼びかけたのが内谷市長でした。新型コロナウイルス感染症については、現在も拡大し続けております。いつでも、どこでも、誰もが感染する可能性を持っています。人権侵害をする人たちが逆に侵害される立場にもなります。

「「誰か」のこと じゃない。」今日から実施される人権週間、私たちもこの機会に一人一人の人権を大切にしながら様々な人権問題について考えるべきではないでしょうか。

いじめや誹謗中傷、偏見や差別などの人権侵害のない暮らしやすい長井市、そして新型コロナに負けない長井市になることを期待しながら一般質問をさせていただきます。

項目は1つ、質問事項は5つです。

猫TNR活動とボランティア崩壊について。

これまで猫の適正飼養関係について2度にわたり一般質問をさせていただき、昨年9月議会では市長より、そして今年の3月議会では厚生参事より、それぞれ答弁をいただきました。

3月議会では、現在、野良猫に関する苦情の状況はどうなっているのかという質問に対して、当時の厚生参事から、「野良猫、飼い猫を問わ

ず、猫に関する苦情は年に数件、寄せられています。令和元年度にあった具体的な相談内容は次のようなものが、3件ございました。」という答弁をいただき、3件の事例について説明を受け、「このように原因となる猫の状況、被害の範囲などがさまざまなため、こちらとしてはその都度個別に対処するしかないというのが現状で、現在は冬ということもありまして季節的な要因もあるかと思いますが、懸案の事例はございません。」との答弁をいただきました。

次に、高齢者世帯について、猫の適正飼養に関する調査はどのようになっているのかという質問に対して、厚生参事からは、「飼い猫は犬と異なりまして登録制はございません。どこで何匹飼っているといったことは把握できていないのが実情でございます。特に猫のための調査ということも行っていないために、民生委員さんや地区長、地区の方々などの相談や情報提供により、案件ごとに把握し、対応することになるのが現状でございます。」との答弁をいただきました。

最後に、猫の適正飼養について、直接担当する立場から今後どのように進めていくのかとの質問に、厚生参事からは、「特に外猫、加えて多頭飼育はふん尿、そして泣き声などで地域トラブルを起こしやすいというような状況でございます。ということで、前回ご質問いただいたときもご回答申し上げましたように、やはり県でつくっておりますガイドラインを参考にしまして、長井市でも呼びかけている適正飼育をとにかく住民の皆様にご理解とご周知いただいて、何かありましたら適正な指導を行っていくというような対処をしていきたいと思っています。また、多頭飼育の背景には、議員からもありましたように、社会的な孤立の問題もあるため、福祉担当部局、民生委員や地区の方々とも協力、連携して対処をしていく必要があります、多頭飼育を把握した場合は状況を直接確認の上、飼育頭

数を減らし、不妊手術を行うよう指導し、個人での対応が難しければ、県から委嘱された動物愛護推進員や民間動物愛護団体等の協力を得て問題解決を図っていくということになります。猫は環境が悪くなれば自分で移動できるため、餌をもらえ、または簡単に手に入るところに集まるということになります。自分では飼えないため野良猫に餌やりをするなどということによって満足を得る人が間々見られますが、無責任な餌やりは近隣等の迷惑になり、結果として不幸な猫をふやすことになり、自覚してもらおうというようなことが必要で、ここでもやはり環境省のガイドライン、山形県の適正飼養ガイドライン、そして市の広報等を持ちまして、とにかく広く適正飼養を呼びかけ、あとは大きくならいうちに個々適切な指導、助言などを係の者としていく所存でおります。」という答弁をいただきました。

これまでも申し上げてきましたが、環境省のパンフレットによりますと、猫算では、猫は交尾の刺激によって排卵、交尾排卵動物であり、妊娠率はほぼ100%とされています。1頭の雌が1年には20頭以上、2年後には80頭以上に、そして3年後には2,000頭以上になる可能性があると言われております。

また、昨年6月に一部改正された動物愛護管理法、動物の愛護と適切な管理の概要において、(3)動物の飼い主等の責任については、「動物の飼い主は、動物の種類や習性等に応じて、動物の健康と安全を確保するように努め、動物が人の生命等に害を加えたり、迷惑を及ぼすことのないように努めなければなりません。また、みだりに繁殖することを防止するために不妊去勢手術等を行うこと、動物による感染症について正しい知識を持ち感染症の予防のために必要な注意を払うこと、動物が自分の所有であることを明らかにするための措置を講ずること等に努めなければなりません。」と明記され

ております。なお、動物の所有情報を明らかにするために、マイクロチップなどによる所有明示を推進しています。

現時点で、全国的に飼い主が自力で行動することが困難な事例も多発しているのが現状のことです。大きな原因の一つとして、一つには、コミュニティからの孤立、2つ目としては金銭問題（生活保護、障害年金、老齢年金などの生活困窮）、そして3つ目として身体的な問題（高齢、歩行困難、統合失調症、認知症など）が原因と考えられております。包括ケアなどの事前把握、支援する側の危機感、知識が必要なこともあり、福祉との連携が必要なケースもあり、関係部局間の情報共有、役割分担が必要と言われております。

では、最近の長井市内の状況はどうなっているのでしょうか。置賜動物愛護推進連絡会（置賜地区TNR一斉実行委員会）の猫TNR活動実績まとめ（2016年から2020年11月15日まで）によりますと、5年間でTNR一斉による不妊去勢手術実施数（病院搬送実績）は178頭となっております。5年間の保護引取り・譲渡数は56頭です。

配付資料の1枚目をご覧ください。TNRとは、猫を保護（トラップ）、不妊手術してさくら耳カット（ニューター）、元の場所に戻す（リターン）のことで、TNR活動は、繁殖を防止して一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や致死処分の減少に寄与する活動のことです。2016年は3頭、2017年は64頭、2018年は15頭、2019年、令和元年は16頭、そして今年2020年、令和2年は80頭となっております。

1つ目の事例として、2017年4月に置賜保健所経由で本人より連絡があり、市内S氏宅へ。餌やりによる過繁殖で屋内外に猫多数確認。近隣より苦情あり。14頭を不妊去勢、リターンを実施。不妊去勢手術費用は飼い主の自己負担で

行い、保管箱の貸出しや病院への搬送などボランティアで行った。近隣へのふん尿被害防止策としてのネット張り、被害の抑制に努めた。今年の10月時点で8頭まで減少したとのこと。

2つ目の事例として、2017年10月に置賜保健所より連絡あり。市内S氏宅へ。餌やりによる過剰繁殖で小屋内外に猫多数確認。近隣より苦情あり。15頭を不妊去勢、リターンを実施。自己(親族)負担で不妊去勢手術し、淘汰を図る。当時、半年齢未満の幼い猫1頭を保護(預かり)譲渡し、他の幼成猫については全部リターン。ケージ、捕獲箱の貸出しや保護などボランティアが負担したということでありませう。

3つ目として、2017年3月に置賜保健所より連絡あり。市内T氏宅へ。餌やりによる過繁殖で屋内外に猫多数確認。屋内の2室、2つの部屋にふん尿が堆積。近隣より苦情。関係不和あり。29頭を不妊去勢、リターン。ボランティア個人で不妊去勢手術費用20万円を一時的に立替え。立替え費用は定期的に返済。2020年10月時点で約8万円の残となっている。6か月未満の子猫6頭については保護し譲渡。現在8頭まで減少。ケージ、保護箱の貸出しや保護などボランティアで負担しているのが現状となっております。

不妊去勢手術費用については、1例目は自己負担、2例目は本人、親戚負担、3例目はボランティアによる立替えと、異なる負担となっております。3例とも置賜保健所との関わりからボランティアへ依頼があったとのこと。

長井市は昨年度3件の相談があったということですが、ボランティアによると16頭が不妊去勢手術を受けているとのこと。今年は80頭が、ボランティアによりTNR活動による不妊去勢手術を受けています。市当局への相談数も昨年度より増加しているのではないかと考えられますし、市民からボランティアへの相談や依頼も増加しているのではないかと考えられます。

ボランティアへの負担や責任が大きくなっているのではないかと心配されます。

TNR活動を実施している民間ボランティアグループの現状をお聞きしますと、手術費用については飼い主、餌やり負担はボランティアの持ち出し、保護費用についてはボランティアの持ち出し、備品損料、ケージ、保護器等についてはボランティア負担、交通費、労務、保護に関わる消耗品、医療費、フード、猫砂等はボランティア負担となっている。そのほか負傷猫や病気を発症した猫の看護など、精神的負担も大きい。他の業務委託試算に換算すると、あくまでも概算ですが、年間負担額は70万円から100万円となり、ボランティアへの負担が大きいのが現状とのこと。

また、保護時の飼養、医療費等については、保護先でほかにも猫を飼養している場合が多いため、感染症予防のための初期医療が必須、体内外駆虫、ワクチン接種、ウイルス検査、疾病等治療を行っている。健康な状態で保護される猫は少なく、すぐに譲渡できないし、医療をかけても譲渡につなげられないこともある。猫の生涯飼育費用については、新しい飼い主が簡単に見つかる状況でもなく、保護期間が長くなるほど保護者の負担が大きくなる。保護には、金銭的、時間的、精神的な負担と責任が伴うとのこと。

ボランティアとは、自らの意思により公共性の高い活動へ参加する、またはその活動を行う人であり、ボランティア活動の基本理念は、公共性、自発性、先駆性である。しかしながら、負担が大きくなるとその活動すら続けることは困難であり、いずれ市と協働できる状況ではなくなってしまう。今後も苦情やトラブルが増加することが懸念される中、保護期間の医療費や飼育費、フードや猫砂などの消耗品の負担、新しい飼い主が決まらない場合の対応等も含め、安易な関わり、保護はボランティア崩壊につな

がるのが心配されております。地域でのトラブルの種になる猫、または保護を必要とする猫、屋外で生活する猫を減らす対策が必要と考えます。

このような状況を踏まえ、以下、質問をさせていただきます。

最初の質問ですが、協働のまちづくりを進める中、自助、共助、公助、それぞれの役割が大切だと言われております。地域のトラブル解決の一役を担う民間ボランティアグループに具体的な支援もなく、労務、交通費、保護費用など大きな負担をかけている現状をどのように考えておられるのか、市長の見解をお伺いいたします。

2つ目として、安易な関わり、保護はボランティアの崩壊につながるものが心配されますが、TNR活動を実施してるボランティアグループがなくなるとすれば、人と猫の共存、トラブルの解決に支障を来すことになると思われませんが、市内で活動してるボランティアグループの活動では、栃木県の動物病院に紹介、1日の限度が60頭までとのことで、搬送し、耳先カット必須の不妊去勢手術を行っております。レンタカーを借用し、日帰りでの作業となるとのことです。1頭当たりの費用は6,000円と安いのですが、往復の交通費や餌代などの保護費用はボランティア負担となっているとのことです。有償ボランティアということも考えられますが、対象者となる飼い主の現状では難しい面もあると思われれます。交通費などボランティア個人の負担軽減について支援していくべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

3つ目の質問ですが、配付資料の2枚目をご覧ください。山形県内の猫の不妊去勢手術助成事業について、遊佐町、寒河江市、山形市、山形県獣医師会で行っております。財源としては、市の予算やガバメントクラウドファンディングを活用しております。また、いわき市や白河市

などでは、公益財団法人どうぶつ基金が実施する、さくらねこ無料不妊手術事業を活用し、動物愛護団体との協力によりTNR活動を実施しております。長井市としても公共施設整備等で財政負担が厳しい時期ではありますが、ふるさと納税の一部や、公益財団法人どうぶつ基金が実施するさくらねこ無料不妊手術事業など各団体の事業等を活用し、財源を確保しながらTNR活動を支援していくべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

4つ目の質問ですが、今年の11月15日まで、長井市内で12地区、80頭の猫がTNR一斉による不妊去勢手術を行っております。市への相談状況、対応、ボランティアへの連絡など実態はどうなっているのか、厚生参事にお伺いいたします。

最後の質問ですが、市報や回覧など従来の周知方法だけでは、今後も飼い主、餌やりの意識向上が期待できないと思います。これまでも民生委員や地区長から周知についてご協力をいただいておりますが、さらに市地区長連合会や各地区の地区長会の席に出向いていき、情報提供や情報収集などの協力について直接お願いをすべきと思います。また、助成金制度など、市民の関心を引きつけ、意識の向上に効果的な手法を今後も検討する必要があるのではないかと思います。厚生参事にお聞きします。

以上で壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○平 進介議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 おはようございます。

ただいま金子豊美議員から、猫TNR活動とボランティア崩壊についてということで、大変貴重な情報提供と、またご提言もいただきました。

まず最初に、金子議員から紹介いただきました置賜動物愛護推進連絡会のボランティア団体の皆様に心から敬意を申し上げますとともに、

私ども、実態をしっかりと把握しておらず、大変申し訳なく思っているところでございます。

私も9月、10月頃、市民課の担当者のほうから直接、ボランティア団体のほうから支援を受けて何とかそういった猫の避妊等々、あるいは多頭の猫を飼ってる方へのこれから説得に行ってくるんだと、ボランティア団体の皆さんにもご協力いただいているんだということは聞いておったんですが、職場長とかそういったところから報告やら、あるいは今後の対応についての相談などもなかったもんですから、非常に私も怠慢だなということで、改めて金子議員のご提言、また今回のご質問に感謝申し上げたいというふうに思います。

それでは、早速でございますが、私のほうには3点ほどご提言をいただいておりますので、お答え申し上げたいというふうに思います。

令和2年6月1日に改正動物愛護管理法が施行されたということで、この中身については大変私も勉強不足で、かなり大きな影響があるんだなということを改めて感じたところですが、ここ昨今は犬よりも猫のブームっていいですか、国内での猫に対する国民の、非常にかわいい、愛らしいということでの関心が高まっていますけども、その一方で、この改正動物愛護管理法が施行されたということは、様々な社会問題になってるといふことの裏返しだなと改めて気づいたところでございますが、このいわゆる施行されたことによりまして、自治体保健所は犬猫の引取りを拒否できる場合の規定が整備されまして、追加されたということです。また、所有者不明の猫についても、周辺環境に悪影響を及ぼすなどの理由がなければ、拾得者などからの引取りを拒否できるようになったと。したがって、今までは私ども、犬については市のほうに届出を義務化されておったので飼い主も分かりやすく、また鑑札をつけている犬というのは飼われている犬だって分かるわけですね。しかも

置賜保健所のほうが定期的にそういった苦情などあった場合に捕獲などをして、場合によっては駆除もしたケースが今まであったわけですが、こういったことがなかなかできなくなったということを改めて認識したところでございます。

議員からは、協働のまちづくりを進める中、自助、共助、公助、それぞれの役割が大切だと言われているが、地域のトラブル解決の一役を担う民間ボランティアグループに具体的な支援もなく、労務、交通費、保護費用など大きな負担をかけている現状をどう考えているかという、大変厳しい、ある意味では反省を促す、また対応をしっかりしろということのご提言だと思っておりますが、周辺環境への悪影響とは、農作物を荒らされる、ふん尿の臭いがひどいといったものから、人によっては見るのも嫌といったものまで、きちんとした基準はないんでしょうけども、結局はその人の程度の問題ということができまして、引取り以外の方法を取るよう指導されますから、実質、駆除目的の捕獲は、先ほどの法改正によりましてできなくなったということだと思っております。

もともと山形県では、山形県動物愛護管理推進計画に基づきまして猫の引取り件数を減らすことを目標に掲げており、平成30年度には猫の引取り件数は308件となっております。そのうち致死処分件数は290件ということであり、計画開始の平成24年度は2,229件ですので、2年前までは13.8%まで減っているという実態のようでございます。結果として、苦情を受けた場合、県の委嘱を受けた動物愛護推進員や民間ボランティアの人などに解決策を相談あるいは協力を依頼する機会が多くなり、多大なご負担をおかけすることとなってる実態のようでございます。多くの方は手弁当で相談に乗ってくださり、その活動や使命感には誠に頭の下がる思いでございます。この場をお借りして、改めて感

謝申し上げたいと思います。

市といたしましても県保健所や獣医師会などと連携しながら、引き続きご協力いただけるようにその支援策を探りますとともに、そういった団体の皆様との意見交換、あるいは情報提供などをいただいて、苦情者や所有者、所有者不明の場合は地区の方々を交え、これは地区長さん、あるいは場合によってはコミセンのご協力も得ながら、地域の実情に合った解決策を図っていきたくと考えております。

続きまして、2点目でございますが、安易な関わり、保護はボランティアの崩壊につながるものが心配されますが、TNR活動を実施できるボランティアグループがなければ、人と猫の共存、トラブルの解決に支障を来すことになると思われまます。有償ボランティアということも考えられますが、対象者となる飼い主の現状では難しい面もあると思います。交通費などボランティアの負担軽減について支援すべきでないかという金子議員からの提言でございます。

ボランティアの方が使命感から行き場のない猫を引き受け続けた結果、時間的、経済的な負担が限度を超えてしまうのが、いわゆるボランティア崩壊ということになると思いますが、最悪の場合、多頭飼育崩壊ともなりまして、多くの犬猫が餓死等々で亡くなるという事件が起っております。近隣でそのような事案は把握しておりませんが、ボランティア離れや成り手不足が心配される事案でございます。改正法の趣旨を市民一人一人にしっかりとお伝えするとともに、啓蒙していかなくちゃいけないと思っております。飼い主や地域住民としての責任を自覚していただき、理解が深まるよう広報等に努めることが、一部のボランティアに負担を集中させないために重要なことと考えております。

TNR活動には最低でも1万円ほどの費用が必要となりますが、費用の確保のため各種団体の助成制度がありますので、それらを活用した

り、関心のある市民の方から寄附を募ったりするなどの方法をぜひ検討しなければならないと考えております。また、引取り手を探すボランティア活動を広め、猫たちの行き場の確保についても早急に検討しなければならないと考えております。もちろん安易な餌やりは飼い主とみなされますから、不妊手術を行うなど適正飼育の指導も継続して行っていかなければならないと考えております。

私のほうには最後でございますが、3点目、遊佐町、寒河江市、山形市、そして山形県獣医師会では、市の予算やガバメントクラウドファンディングを活用していると、本市としても公共施設整備等で財政負担が厳しい時期ですが、ふるさと納税の一部や公益財団法人どうぶつ基金が実施するさくらねこ無料不妊手術事業など各団体の事業等を活用し、財源を確保しながらTNR活動を支援していくべきと考えるがいかかというご提言でございます。

金子議員もご承知のとおり、長井市の予算編成は、特に今は、今までできなかった公共事業を今やるしかないということで行っておりますので、ここ数年は大変厳しい、なかなか余裕のない財政状況でございますが、そうはいつでも必要な予算は何とか確保しなきゃいけないということから、公益財団法人の日本動物愛護協会、公益財団法人のどうぶつ基金などの団体が不妊手術の助成を行っているということ、また、割安な料金で手術を行う協力動物病院もあると聞いておりますので、そういった方々にご協力、あるいはぜひ活用させていただくとともに、市としてもクラウドファンディングなどの導入を検討しなきゃいけないと思います。これらにつきましては、県の動物愛護管理担当職員や県の委嘱を受けました動物愛護推進員の指導を得ながら、活用できる財源の情報収集、確保に努め、できるだけ早急に対応を考えていかなければならないと思っております。

○平 進介議長 金子 剛厚生参事。

○金子 剛厚生参事 おはようございます。

私には、今年の11月15日までに本市内で12地区、80頭の猫がTNR一斉による不妊去勢手術を行っているが、市への相談、対応、ボランティアへの連絡など実態はどうなっているのかについてお答えします。

まずもって、置賜動物愛護推進連絡会ははじめボランティアの皆様、日頃よりこの対応についてご協力いただき、大変感謝しております。ありがとうございます。

地区などから猫の苦情を受け付けた場合、まず、地区長さんなどと一緒に原因者や被害のある場所の確認をいたします。苦情の多くは野良猫が家庭菜園を荒らすといったものですが、その原因は、多頭飼いであったり野良猫の餌やり、餌となるものの放置などでございます。原因者が特定できる場合、適正な飼育をお願いします。具体的には、餌やりをやめる、あるいは自分で飼う、飼い切れないほど増えてしまった場合は譲渡先を探すなどを指導しております。地区に対しては、地区内に餌となるものが放置されていないか確認をお願いします。それで解決困難な場合は、ボランティアなどの意見を伺って解決策を探してまいります。

地区長さんや地区住民からの苦情、相談を受けて、動物愛護支援員の協力によりTNR活動に結びついた件数が5件、36頭でございます。地区の方々や所有者と支援員、ボランティアを交えて解決策を検討し、例えばTNR活動を実施するなら地区住民への周知、何頭実施するかなどを決めて実施することになります。逆に、支援員、ボランティアの方から働きかけがありTNR活動を実施した件数は7件、44頭ございました。この場合は、地区住民へ捕獲実施の連絡など、必要に応じて協力しております。

次に、市報や回覧など従来の周知方法だけでは、今後も飼い主、餌やりの意識向上が期待で

きない、これまでも民生委員や地区長から周知について協力をいただいていたが、さらに市地区連合会や各地区の地区長会の席に出向いていき、情報提供など協力について直接お願いをすべきと思います。また、助成金制度など市民の関心を引きつけ、意識の向上に効果的な手法を検討する必要があるのではということについてですが、市民の関心づけ、意識向上には、補助金制度を創設し広報を行うことは大変有効なことと考えられます。地区として取り組んだ事例の紹介や動物愛護協会など各種団体の助成制度の活用、クラウドファンディングの検討などを行い、市民の意識を高めてまいります。

また、地区の実態について情報収集を行い把握に努めることは重要ですが、相手が生き物ということもありまして、いつまでも同じところで同じ状態が続くとは限りませんので、地区長会などに直接出向いての情報収集はなかなか難しいものがあるというふうに考えております。やはり時間はかかりますが、市報やホームページを活用して広報活動を行い、リアルタイムの相談を受け、その都度対処していくことのほうが有効であるというふうに考えてございます。

○平 進介議長 6番、金子豊美議員。

○6番 金子豊美議員 実は、今日の配付資料なんですけども、これを団体のほうから頂いたときに、この数字を見て私も驚きました。実際こんなにたくさん今までやってたんだなということと、長井市内でこれぐらい困ってる地区もあったんだなということ把握したところであります。実際こういう数字が出てきたわけですが、これ以外にも、やっぱりボランティアの方々にいろんな相談があるということもお聞きしてまします。市に直接言っていんだか保健所に言っていんだか、その辺のことも分からないということもありまして、なかなか当事者についても悩んでる部分があったんだなということをお聞きしてるところでありました。



今回、3回目の質問をさせていただいて、市長のほうからは、クラウドファンディングなど考えながら、苦しい財政の中で検討していきたいという答弁いただいたわけですので、ぜひ取り組んでいただきたいと思ったところでありま

す。これから12月なんです、中央地区の一部の地区で、また不妊去勢手術のさくら耳カットを行うという地区があるということ、昨日ですか、お聞きしたところでもあります。やはりここ数年が勝負でないかなというふうには感じているんですが、遅れば遅れるほど猫が増えていく。また、高齢者で飼っているながら、まして今コロナ禍でうちに閉じ籠もる時期が多いという中で、実際5匹ぐらいいたと言われても、ボランティアの方々が行くと十何匹いたとか、そういうこともありますので、ぜひ早急に取り組んでいただきたいと思ったところでもあります。

先日、山形新聞のほうに、山形市の動物愛護センターの話が載っておりました。一部抜粋ですけれども、愛護施設、身近な存在と。中核都市になったということで、昨年4月に新設された動物愛護センターの話題が載ったところでもあります。ここでは講習会を中心としてPRをしてるということでもあります。

一部読んでみますと、講習会は犬猫を引き取りたいという希望者は全員受講しなければならず、災害時にペットと一緒に避難所に避難できるかどうかを事前に確認しておくことや、猫を放し飼いにする、ふん尿で地域住民に迷惑をかけるおそれがあることなどを伝えているということがあります。また、ふん尿や悪臭の苦情を受けたセンター員は現場に赴き、時には地区長会長を交えて住民らと解決策を考える。これは長井市で行ってる事業と同じようなものがあります。ただ、猫は野良猫と放し飼いの猫の区別がつきにくい、交通事故による負傷や病気のときにしか保護していないというのが山形

市の現状のようであります。最後に所長がこう述べておられます。苦情が寄せられている飼い猫や飼い主のいない猫の不妊去勢手術には市の補助金制度もある。人と動物が健康で安心して暮らせるよう、無責任な餌やりや無理な多頭飼育をなくすべく指導したいということ述べておられるようであります。

確かに地区長会に出向いて行って指導するということもあると思うんですが、講習会などを開いて市民に周知する方法、また、助成金制度をつくることも大切なわけではありますが、まずは周知を徹底していただきたいということあります。猫のそういった講習会等について、ミニデイサービスとか老人クラブの集まり、そういったところ、それからサロンなどに行って説明するという方法もあると思いますが、可能でしょうか。市長にお伺いします。

○平 進介議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 金子議員から詳しくいただきました。

山形市の事例があったんですが、山形市は中核市になって保健所をつくんなきゃいけないんですね。ですから今の話があったんです。したがって、私どもとしては、いわゆる保健所の機能がないもんですから、いわゆる生活環境係で対応してるということで、生活環境係は非常に広範囲の、例えば危険動物の駆除であったり、それこそ市道でひかれたタヌキとかそういうのを排除しろとか、あるいは交通安全のほうとも関わるんですが、ここ暗いので明るい外灯をつけてくれとか、そういった広範囲でやってるんですね。したがって、今すぐ、私ども長井市ですぐできるかといいましたら、やっぱり体制を取らないとできないと。あとは、やっぱり知識と情報がないんですね。

したがって、今日の答弁についても市民課の担当やら主管課長と、あとは厚生参事などとも話をしましたけれども、まずそういう体制をつ

くっていかないと駄目だということと、やっぱり今の段階では地区長さんとか、コミュニティセンターまでは多分行ってないと思うんですが、地区長さんのほうの情報を全て収集しなきゃいけない。あと、それから、ぜひボランティア団体の方々と、私も含めてお会いして実情を聞かないと、正直なところ市として何ができるかというところについては、金子議員おっしゃるとおり深刻な問題なんですけど、やっぱりそれだけの対応が、残念ながら今の長井市ではすぐにはできない状況でございますので、そのところは山形市とはちょっと違うんだと。したがって、置賜保健所としてどういう情報を持つてるのか、私どもとしては保健所の指導を受けながらやっていく必要があると思っております。ただし、本当に市民の問題となると、これは長井市の課題でありますから、結果としては全て私ども行政、末端の市町村がその責任と、あとは住民の皆さんが安心して暮らせるような環境、あるいは動物を愛護していただけるような、責任持ってそういう啓蒙もしていかなくちゃいけませんので、そのところが課題ではありますけど、まずは早急にそういう体制を取っていきたく思いますので、よろしく願い申し上げます。

○平 進介議長 6番、金子豊美議員。

○6番 金子豊美議員 山形市と違うということも私も承知してるところであります。それで、今すぐできるということであれば、市の職員、専門的な分野の仕事とか、生活環境係の本来的な仕事もやってるわけですので、例えばですが、コミュニティセンターでやる生涯学習の学習の中に、そういった専門のボランティアやってる方とかそういった方々に来ていただいて現状をお話しいただくとか、そういった方法だとそう手間かからないでできるんじゃないかなと思いますので、そういったことも一つの方法ではないかと思ったところあります。

それから、今、市長からありましたボランテ

ィア団体との話合い、それぜひやっていただきたいと思います。そして現状を直接聞いていただければ、私から聞いた部分とまた違う部分が出てくると思いますので、ぜひその機会をつくっていただきたいとお願い申し上げたいと思います。

経費の面と、それからボランティアの関係、あと人間同士の関係、コミュニティーの関係、様々なものが絡んでる事件でもありますので、ぜひ積極的に今後も取り組んでいただいて、環境の整った長井市になるようお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

## 赤間泰広議員の質問

○平 進介議長 次に、順位7番、議席番号11番、赤間泰広議員。

(11番赤間泰広議員登壇)

○11番 赤間泰広議員 おはようございます。公明党の赤間泰広でございます。

このたびの新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられました方、現在、感染され闘病中の方に対し、心よりお見舞いを申し上げますとともに、医療従事者の昼夜を分かたず頑張っておられる皆様に、心より敬意と感謝を申し上げます。一日も一刻も早いコロナの終息と有効なワクチン開発を願ってやまないところであります。

それでは、通告書に従い、質問させていただきます。

初めの質問は、3歳児健診での視力スクリーニング検査導入についてであります。

先日、公明新聞を読んでおりましたら、弱視を見逃さないでという見出しが目に入ってきました。